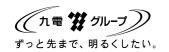
玄海原子力発電所3号炉及び4号炉

日本海南西部の海域活断層の長期評価(第一版) の影響について

2023年10月13日 九州電力株式会社





余 白

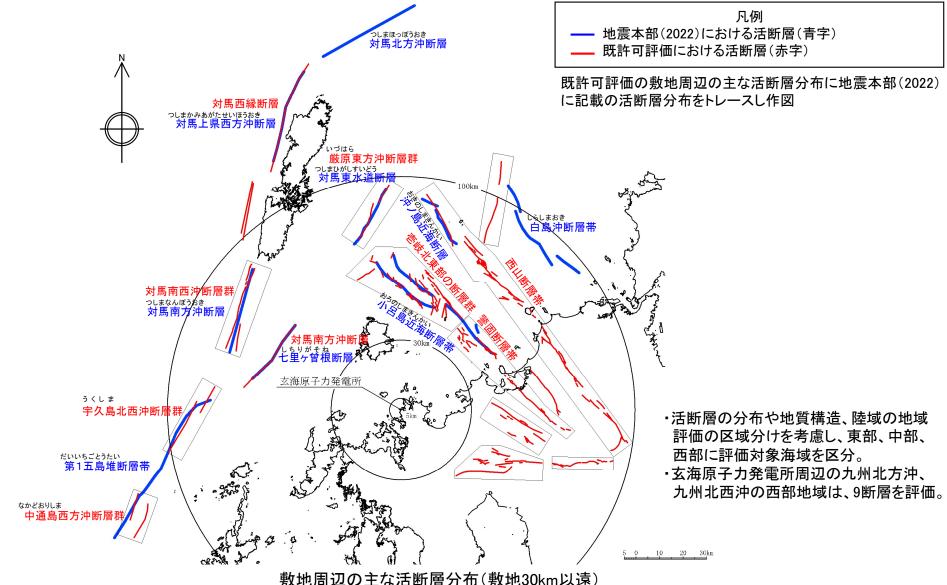
目次

1.	日本海南西部の海域活断層の長期評価(第一版)	の影響確認	(概要	至)	•	•	•	•	• P3
2.	日本海南西部の海域活断層の長期評価(第一版)	の概要・・		•		•	•	•	• P10
3.	日本海南西部の海域活断層の長期評価(第一版)	の影響確認	方針	•		•	•	•	• P16
4.	海域活断層評価について ・・・・・・・・			•		•	•	•	• P19
5.	基準地震動・基準津波への影響確認について・			•		•	•	•	• P75
6.	確率論的地震・津波ハザード評価への影響確認に	こついて・・		•		•	•	•	- P90
7.	まとめ ・・・・・・・・・・・・・・・・								- P96
参考	1. 小呂島近海断層帯と警固断層帯の連動につし	١٢							- P98

1. 日本海南西部の海域活断層の長期評価(第一版)の影響確認(概要)

日本海南西部の海域活断層の長期評価(第一版)の影響確認(概要)

■ 地震調査研究推進本部地震調査委員会(以下、地震本部という。)は、日本海南西部の海域に分布する活断層のう ち、マグニチュード(M)7.0程度以上の地震を発生させる可能性がある、長さ20km以上の活断層を主な対象として、 これまでに行われた調査研究成果等に基づき評価対象海域の海域活断層の長期評価(地震本部(2022))を初めて 公表した。



1. 日本海南西部の海域活断層の長期評価(第一版)の影響確認(概要)

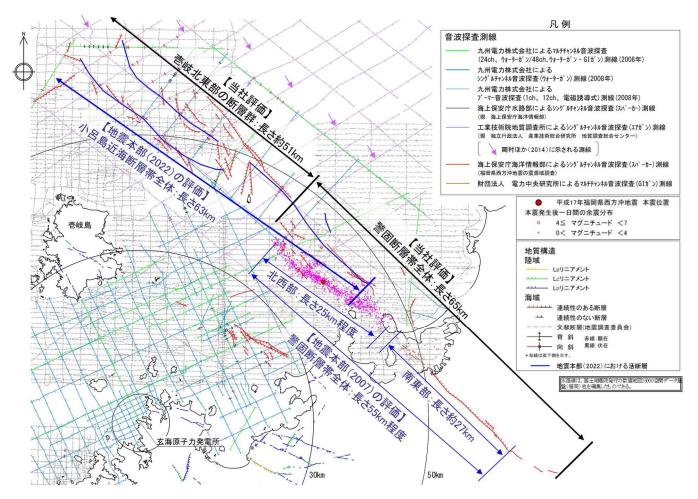
■ 公表された玄海原子力発電所周辺の9断層について、断層長さ等に着目しスクリーニングアウトした結果、小呂島近海断層帯、対馬東水道断層及び第1五島堆断層帯の3断層を詳細な確認が必要な断層として抽出し、当社の活断層評価への影響について詳細な検討を実施した。

	地震本部(2022)の評価			印まれて、の名が郷できれ		
	断層名		評価長	さ(km)	・ 既許可への影響確認 	
29-1	北部区間		22	48	②-1 既許可評価時のその他の断層と判断できる断層をス	
29-2	山西介門市市	南部区間	27	40	クリーニングアウト	
30	沖ノ島近海断層		2	24	②-2 地震本部(2022)の断層長さが既許可評価より短い断層をスクリーニングアウト	
		大島沖区間	38		当該断層は地震本部(2013a,b)において評価されており、	
_	西山断層帯	西山区間	43	110	今回の地震本部(2022)において、評価内容に変更はない。	
		嘉麻峠区間	29		地震本部(2013a,b)は、既許可評価にて考慮済みであるこ とから影響確認の対象外	
31-1	小呂島近海断層帯	北西沖区間	36 63		③詳細な確認が必要な断層	
31-2	7,口岛处海倒清市	東方沖区間	28	03	♥ 日本 は、	
		北西部	25		当該断層は地震本部(2007)において評価されており、今回	
-	警固断層帯	南東部	27	55	の地震本部(2022)において、評価内容に変更はない。 地震本部(2007)は、既許可評価にて考慮済みであること から影響確認の対象外	
32	対馬東水道断層		2	27	③詳細な確認が必要な断層	
33	対馬北方沖断層		4	! 5	①敷地から十分に遠いため、検討対象外	
34	対馬上県西方沖断層		4	11	② 2 地震大部(2022) の紫展長さが照款可証供とは短い	
35	対馬南方沖断層		:Kh		②-2 地震本部(2022)の断層長さが既許可評価より短い 断層をスクリーニングアウト	
36	七里ヶ曽根断層		29		日 こハノノーンノノノ	
37-1		北部区間	29			
37-2	37-2 第1五島堆断層帯 中部区間		22	73	③詳細な確認が必要な断層	
37–3		南部区間	22			

- 1. 日本海南西部の海域活断層の長期評価(第一版)の影響確認(概要) 〇既許可の活断層評価への影響確認(1/2)
 - 詳細な確認が必要な断層として抽出した小呂島近海断層帯、対馬東水道断層及び第1五島堆断層帯について、 地震本部(2022)及び既許可評価内容を比較し、評価内容に差異が生じた要因を整理したうえで、その要因を踏ま え既許可評価への影響を確認した。

[小呂島近海断層帯](P25~50)

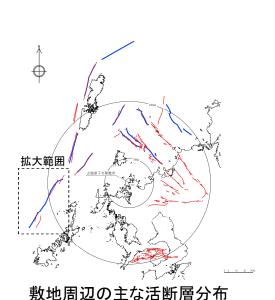
・既許可評価では、地震本部(2022)が引用した知見及びデータに当社独自の音波探査記録等を加え、詳細な検討を実施し、断層トレース、断層帯の区分、警固断層帯との関係を整理していることから、既許可評価を見直す必要はないと判断した。



1. 日本海南西部の海域活断層の長期評価(第一版)の影響確認(概要) 〇既許可の活断層評価への影響確認(2/2)

[第1五島堆断層帯](P59~73)

・既許可評価では、地震本部(2022)の評価手法とは異なり、当社独自の音波探査記録等に基づき測線間隔を密にした上で断層及びその連続性を評価していること、地震本部(2022)と評価に差異があった箇所については、当社独自の音波探査記録を基に変位・変形がないことを確認していることから、既許可評価を見直す必要はないと判断した。



宇久島北西沖断層群の北端 地震本部(2022)における 第1五島堆断層帯の北端 宇久島北西沖断層群 50 当社評価における 宇久島北西沖断層群の南端 当社評価におけるFgw-4の北端 37 - 3地震本部 (2022) における 第1五島堆断層帯の南端 当社評価におけるFav-4の南端

地震本部(2022)に一部加筆

当社評価

[対馬東水道断層](P51~58)

・地震本部と既許可評価の評価はほぼ同等であること、若干の差異が見られた断層端部について、既許可評価で 用いた測線で変位・変形がないことを確認できていることから、既許可評価を見直す必要はないと判断した。



■ ただし、上記3断層については、安全上の評価として、地震本部(2022)の評価を考慮した震源・波源を設定し、 既許可の基準地震動・基準津波への影響を確認した。

1. 日本海南西部の海域活断層の長期評価(第一版)の影響確認(概要) 〇既許可の地震動評価への影響確認

- 詳細な確認が必要と判断した3断層(小呂島近海断層帯、対馬東水道断層及び第1五島堆断層帯)について、既許可時の内陸地殻内 地震の評価フローに基づき、影響確認を実施した。
- その結果、以下のとおり基準地震動への影響はないことを確認した。

■敷地に大きな影響を与える地震の抽出(P81)

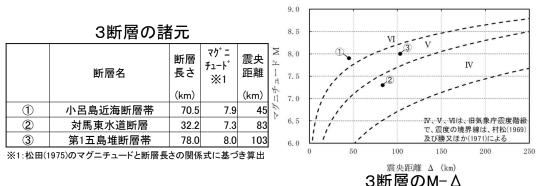
•M-△図により、②対馬東水道断層は、敷地に大きな影響を与える震度5弱程度(震度V)以上とならないことを確認。

■検討用地震の選定(P82~84)

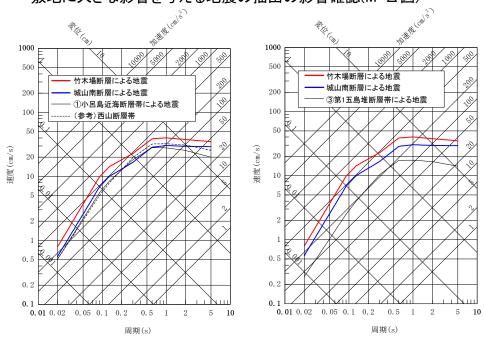
• Noda et al.(2002) による応答スペクトルの評価により、① 小呂島近海断層帯、③第1五島堆断層帯は、既許可時の 竹木場断層及び城山南断層の2つの検討用地震で代表可能であることを確認。

<参考: 小呂島近海断層帯と警固断層帯の連動について> (P99~109)

・地震本部(2022)では、小呂島近海断層帯は今後の調査研究によっては警固断層帯と一連で活動する可能性があるとされていることから、両断層が一連で活動する地震動を試算した結果、基準地震動に包絡され、影響がないことを確認。



敷地に大きな影響を与える地震の抽出の影響確認(M-Δ図)



検討用地震の選定の影響確認(Noda et al.(2002)の応答スペクトル比較)

1. 日本海南西部の海域活断層の長期評価(第一版)の影響確認(概要) ○既許可時の基準津波への影響確認

- 詳細な確認が必要と判断した3断層(小呂島近海断層帯、対馬東水道断層及び第1五島堆断層帯)について、既許可時の海 域活断層による地殻内地震の津波評価フローに基づき、基準津波への影響確認を実施した。
- その結果、以下のとおり基準津波への影響はないことを確認した。

■簡易予測式による確認(P86)

- 簡易予測式による結果、対馬東水道断層は発電所に影響が大 きいと考えられる津波波源とはならないことから、影響はない。
- ・小呂島近海断層帯と第1五島堆断層帯は推定津波高が1.0m以 上となることから数値シミュレーションを実施。

■数値シミュレーションによる結果(P87~89)

津波計算の結果、小呂島近海断層帯と第1五島堆断層帯の最 大水位変動量は基準津波の津波水位の変動量の範囲であり、 基準津波への影響はない。

簡易予測式 による評価結果

: 数値シミュレーション 対象断層

断層名	断層長さ (km)	Mw	津波の 伝播距離 (km)	推定 津波高 (m)
小呂島近海断層帯	70.5	7.5	45	3.1
対馬東水道断層	32.2	7.0	83	0.6
第1五島堆断層帯	78.0	7.5	103	1.5

数値シミュレーションによる津波計算結果

* 潮位考慮なし

	小呂島近海断層帯 (Mw:7.5、長さ:約71km)	第1五島堆断層帯 (Mw:7.5、長さ:約78km)
水位上昇側(3/4号炉取水ピット前面)	+1.30m	+0.37m
水位下降側(3/4号炉取水口)	−1.04m	−0.25m

玄海原子力発電所の基準津波

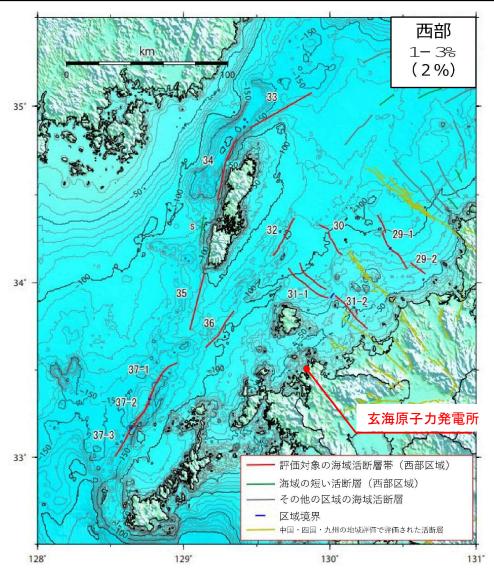
*潮位考慮なし

	西山断層帯 (Mw:7.9、長さ:約137km)	対馬南西沖断層群と宇久島北西沖断層群 の連動(Mw:7.6、長さ:約89km)
水位上昇側(3/4号炉取水ピット前面)	+1.87m	+2.32m
水位下降側(3/4号炉取水口)	−1.64m	-1.18m

<参考: 小呂島近海断層帯と警固断層帯の連動について(P110)>

・地震本部(2022)では、小呂島近海断層帯は今後の調査研究によっては警固断層帯と一連で活動する可能性があるとされていることか ら、両断層が一連で活動する津波水位を試算した結果、基準津波の水位変動量の範囲内であり、既許可評価に影響がないことを確認。 9

■ 地震調査研究推進本部地震調査委員会(以下、地震本部という。)は、日本海南西部の海域に分布する活断層のうち、マグニチュード(M)7.0程度以上の地震を発生させる可能性がある、長さ20km以上の活断層を主な対象として、これまでに行われた調査研究成果等に基づき評価対象海域の海域活断層の長期評価(地震本部(2022))を初めて公表した。



(西部)

29-1:白島沖断層帯(北部区間)

29-2 :白島沖断層帯(南部区間)

30: 沖ノ島近海断層

31-1: 小呂島近海断層帯 (北西沖区間)

31-2: 小呂島近海断層帯(東方沖区間)

32:対馬東水道断層

33:対馬北方沖断層

34: 対馬上県西方沖断層

35:対馬南方沖断層

36:七里ヶ曾根断層

37-1 :第1 五島堆断層帯(北部区間)

37-2:第1五島堆斷層帯(中部区間)

37-3:第1五島堆断層帯(南部区間)

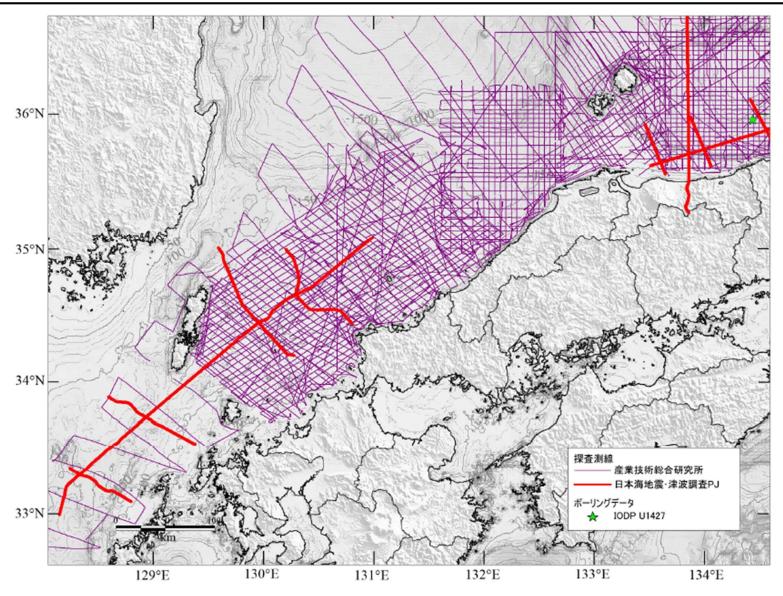
- ・活断層の分布や地質構造、陸域の地域評価の区域分け を考慮し、東部、中部、西部に評価対象海域を区分。
- ・玄海原子力発電所周辺の九州北方沖、九州北西沖の西部地域は、9断層を評価。
- ・断層の位置、長さ、形状及び活動度(P95参照)等を推定し、評価対象海域に分布する活断層のいずれかを震源として今後30年以内にM7.0以上の地震が発生する確率を評価。

※地震本部(2022)に一部加筆

- 地震本部(2022)は、九州電力株式会社(2013)の評価も含めた各機関の反射断面及び海底地形データをもとに 海域活断層を選定している。
- 上記の知見のうち当社の既許可以降に公表された知見は「日本海地震・津波調査プロジェクト」及び「海域における断層情報総合評価プロジェクト」がある。

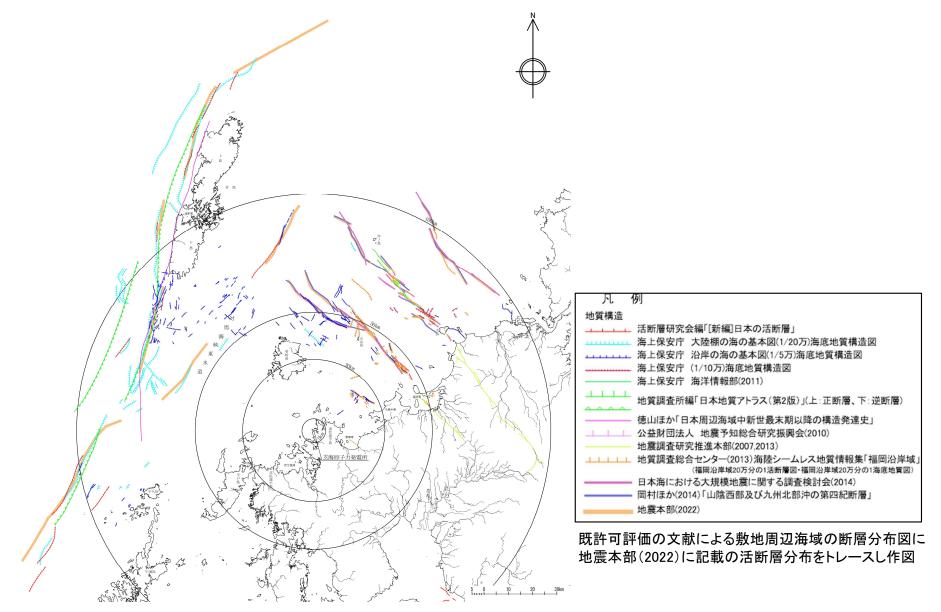
	地震本部(2022)						
		概要	当社				
	①国立研究開発法人産業技術総合研究所 [※] (1985,1986) ※調査当時は通商産業省工業技術院地質調査所	対馬以東の九州から中国地域の北方沖で、海岸から おおよそ100-150km程度までの範囲で、エアガンを音 源とするシングルチャンネル反射法地震探査を実施 (測線図は次頁参照)					
	②九州電力株式会社(2013)	対馬周辺から九州西方沖の海域で、ウォーターガンや スパーカーなどを音源に用いた音波探査を実施 (当社評価の宇久島北西沖断層群の測線まで)	既許可評価 [※] 時 に考慮済み ※2017年1月18日許可				
	③阿部ほか(2010a,2010b)	主要活断層帯である菊川断層帯及び西山断層帯の海域延長部周辺で、音波探査を実施					
引用した 反射断面	④松本·岡村(2011)	福岡県西方沖地震の震源域周辺等で、ブーマを音源 とする高分解能マルチチャンネル音波探査を実施					
	⑤石油天然ガス・金属鉱物資源機構	測線間隔は20 km 以上であるが、資源探査を目的とした方で、金属鉱物資源機構 た大容量エアガンを音源とするマルチチャンネル反射 法地震探査を実施					
	⑥「日本海地震・津波調査プロジェクト」 (文部科学省研究開発局・東京大学地震研究所,2021)	断層深部の構造解明を目的とした大規模なマルチチャンネル反射法地震探査を実施(測線図は次頁参照)	既許可以降に				
	⑦「海域における断層情報総合評価プロジェクト」 (文部科学省研究開発局・海洋研究開発機構,2020) 上記(①~⑥)によって得られた反射断面などの断層 情報を含むデータを収集・整理し、活断層とそれに伴う 地震動・津波の評価のための基礎資料を整備						
活断層の 認定	②、③、⑥、⑦及び岡村ほか(2014)、日本海における大規模地震に関する調査検討会(2014)に報告されている断層トレース及び①~⑦のうち利用可能な反射断面及び海底地形を用いて海域活断層を選定。(各断層の評価に用いられているデータについては断層ごとに後述)原則として、海底直下の鮮新世以降の地層に5-10m以上の上下変位をあたえる断層構造あるいは撓曲が複数の測線に連続して認められる場合に活断層として認定						

■ 地震本部(2022)が海域活断層の認定に用いた主な反射法地震探査の測線は、下図のとおりとされている。



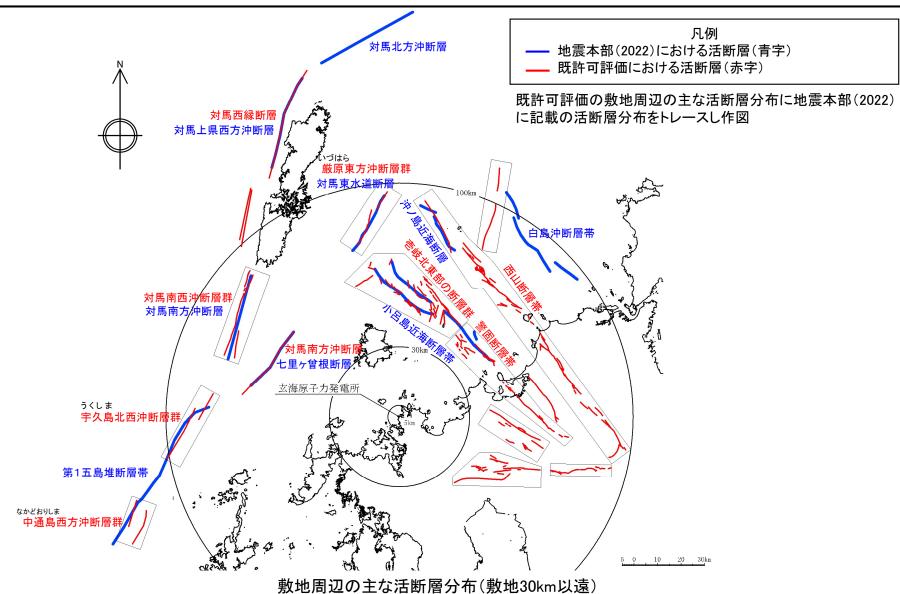
長期評価に用いた主な反射法地震探査測線と基準面の年代推定に用いたボーリング調査の位置※地震本部(2022)より引用

■ 地震本部(2022)は、既許可評価にて文献調査として把握した断層とおおむね同じ位置に断層を評価している。



文献による敷地周辺海域の断層分布図

- 地震本部(2022)は、既許可評価にて海域活断層として評価した断層とおおむね同じ位置に断層を評価している。
- 当社の既許可評価と比較し、一部で断層長さや断層分布に差異があるため、断層認定に用いているデータ及び その評価(解釈)、断層認定の基準(活動性を考慮する年代)に着目し既許可評価への影響確認を行う。



3. 日本海南西部の海域活断層の長期評価(第一版)の影響確認方針

3. 日本海南西部の海域活断層の長期評価(第一版)の影響確認方針

■ 当社活断層評価(既許可評価)にあたっては、既存文献の調査を踏まえ、当社にて実施した各種調査をもとに評価を実施している。

また、地震動評価及び津波評価にあたっては、地震本部(2013a,b)等の断層長さを考慮した上で、評価を実施している。

■ 今回の地震本部(2022)の既許可評価への影響確認については、既許可時の評価方法に沿って実施する。

既許可時の活断層及び地震動・津波評価方法

敷地周辺の海域活断層評価

(敷地を中心とするおおむね半径100kmの範囲)

震源断層に係る調査

- 〇既存文献の調査
 - →断層の長さと敷地からの距離を考慮し、敷地に影響を与える可能性のあるものは、福岡県西方海域に分布する断層、対馬西方海域に分布する断層及び西山断層帯と評価。(次頁参照)

その他の断層については、敷地に与える影響は小さいと評価。

- 〇地質調査
- 〇地球物理学的調査

将来活動する可能性のある 断層等の認定

原子力発電所における地震動・津波評価

断層モデルの設定

- 断層モデルの断層長さは、地震本部等 の評価を考慮し設定
- 評価に影響する因子について不確かさ を考慮したパラメータを設定

地震動評価

津波評価

当社評価への影響確認方法(今回)

①検討対象とする断層を選定

〇地震本部(2022)が公表した断層のうち敷地を中心とするおおむね半径100km範囲の断層を検討対象とする。

②詳細な確認が必要な断層を抽出

- 〇以下に該当する断層をスクリーニングアウトし、それ以外の 断層を、詳細な確認が必要な断層として抽出。
- ②-1 既許可評価時のその他の断層と判断できる断層
- ②-2 既許可評価の断層とほぼ同位置に認定されており、かつ地震本部(2022)の断層長さが既許可評価より短い断層



③抽出した断層について詳細に確認

- 〇抽出した断層について、既許可以降に公表された知見を含め、 地震本部(2022)の評価内容を整理。
- 〇既許可評価への影響を検討。

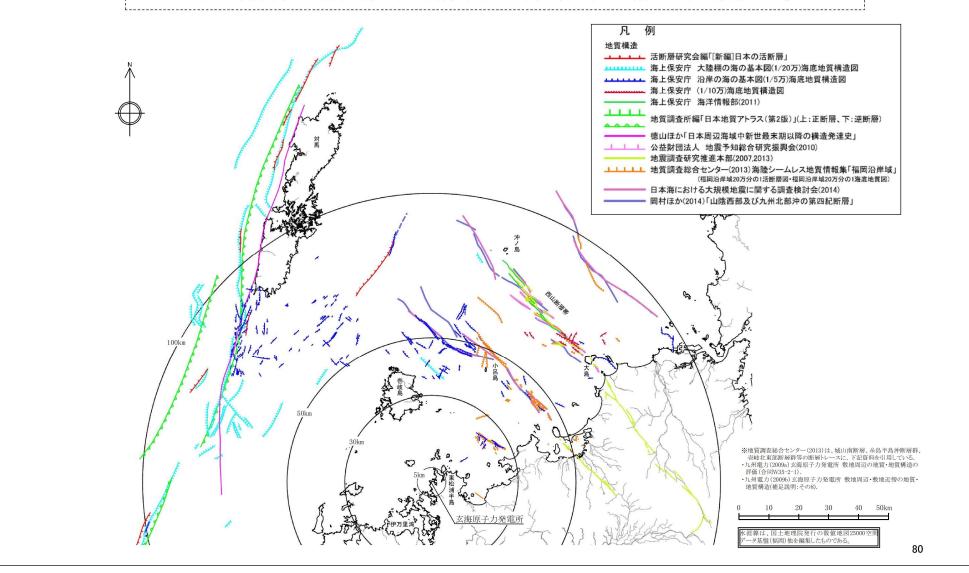
④基準地震動及び基準津波への影響確認

- ②において詳細確認が必要とした断層については、既許可の 評価フローに基づいた検討を実施し、基準地震動及び基準津波 への影響を確認。
- ⇒ : 今回の影響確認において設定したフロー → : 今回の影響確認において辿ったフロー

3. 日本海南西部の海域活断層の長期評価(第一版)の影響確認方針

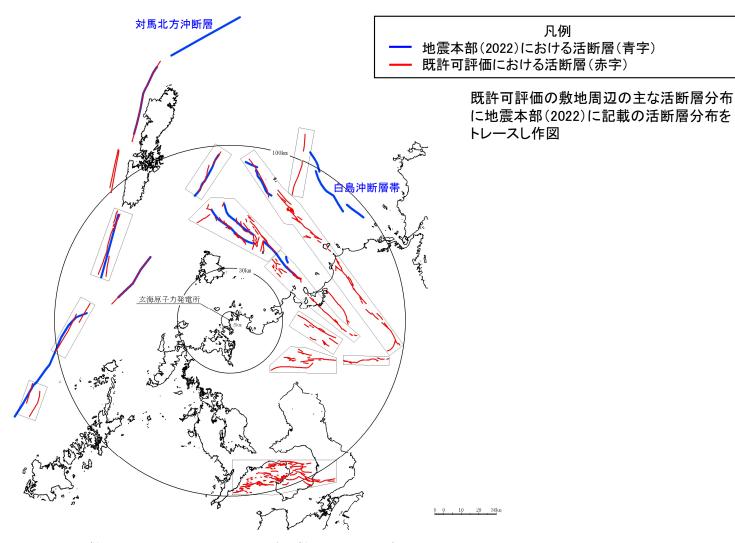
 2.1 (2) 文献調査〔敷地周辺海域〕
 平成28年10月18日まとめ資料 TC-030改5 (P80)

○ 当海域には多くの断層等が記載されている。断層の長さと敷地からの距離を考慮すると、敷地に影響を与える可能性のあるものは、福岡県西方海域に分布する断層、対馬西方海域に分布する断層及び西山断層帯である。



4. 海域活断層評価について ①検討対象とする断層の選定

- 地震本部(2022)にて示された9つの断層のうち、敷地を中心とするおおむね半径100km範囲の断層を検討対象 とする。
 - →対馬北方沖断層は敷地から十分に遠いため、検討対象外とし、残り8つの断層を選定した。



敷地周辺の主な活断層分布(敷地30km以遠)

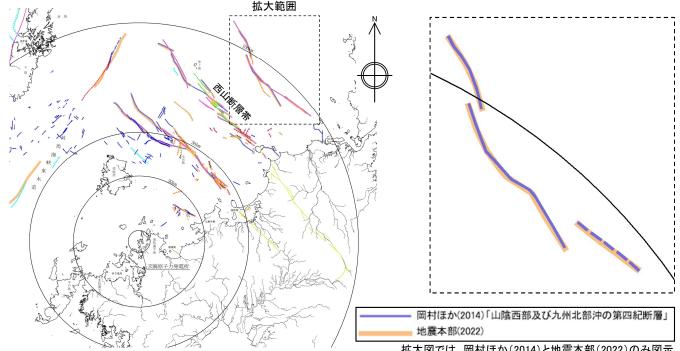
凡例

②詳細な確認が必要な断層の抽出(1)

- ②-1 既許可評価時のその他の断層と判断できる断層をスクリーニングアウト
 - →既許可評価における文献調査(岡村ほか(2014))において、白島沖に示される断層は敷地に与える影響は小 さいその他の断層と評価している。地震本部(2022)の評価は、既許可評価における文献とほぼ同じトレース であることから、既許可評価と同様に、敷地に与える影響は小さいその他の断層と判断し、スクリーニングア ウトする。

地震本部(2022)の評価								
	断層名 評価長さ(km)							
29-1	白島沖断層帯	北部区間	22	40				
29-2	口岛冲断滑市	南部区間	27	48				

既許可評価						
断層名	評価長さ(km)					
文献調査の結果を踏まえ、敷地への影して評価。	影響が小さいその他の断層と					



文献による敷地周辺海域の断層分布図(P14の抜粋)

拡大図では、岡村ほか(2014)と地震本部(2022)のみ図示

【既許可評価時の評価】

- ・文献調査では、白島沖に岡村ほ か(2014)等により断層が示され ている。
- ・当該断層については、同じ走向で かつ、断層長さがより長い西山断 層帯が敷地のより近い位置に存 在することから、敷地に与える影 響が小さいその他の断層として 評価。

【地震本部(2022)を踏まえた評価】

・地震本部(2022)による白島沖断 層帯の断層トレースは、岡村ほ か(2014)とほぼ同じであることか ら、既許可評価と同様に、敷地に 与える影響は小さいその他の断 層と判断した。

4. 海域活断層評価について ②詳細な確認が必要な断層の抽出(2)

- ②-2 既許可評価の断層とほぼ同位置に認定されており、かつ地震本部(2022)の断層長さが既許可評価より短い 断層をスクリーニングアウト
 - →沖ノ島近海断層[※]、対馬上県西方沖断層、対馬南方沖断層及び七里ヶ曽根断層は、地震本部(2022)の断層 長さが既許可評価より短いことからスクリーニングアウトする。
 - ※既許可評価において西山断層帯として評価済み
- 以上のスクリーニングアウトの結果、詳細な確認が必要な断層として、小呂島近海断層帯、対馬東水道断層及び第1五島堆断層帯の3断層を抽出した。

	地震本部(2022)の評価					既許可評価	
	断層名		評価長	:さ(km)	断層名		評価長さ(km)
30	沖ノ島近海断層		2	24			
		大島沖区間	38			西山断層帯 ※ 30 沖ノ島近海断層は西	約137
_	西山断層帯※	西山区間	43	110		次 30 冲/島近海断層は四 山断層帯として考慮済	ポリ10 /
		嘉麻峠区間	29				
31-1	小呂島近海断層帯	北西沖区間	36	36 28 63		壱岐北東部の断層群	約51
31-2	小百岛延海倒宿市	東方沖区間	28			医吸孔来的90的溶件	ポソン I
_	警固断層带 [※]	北西部	25	55			約65
_	言四例谓市	南東部	27	35		警固断層帯	ም ህ00
32	対馬東水道断層		2	.7		厳原東方沖断層群	約26
34	対馬上県西方沖断層		4	1		対馬西縁断層	約49
35	対馬南方沖断層		3	6		対馬南西沖断層群	約38
36	七里ヶ曽根断層		2	29		対馬南方沖断層	約35
37–1		北部区間	29			宇久島北西沖断層群	約34
37-2	第1五島堆断層帯	中部区間	22	73		なし	_
37-3		南部区間	22			中通島西方沖断層群	約19

グレーで色付けしている断層は、②-2でスクリーニングアウトした断層

[※]以下の長期評価で評価済みの断層帯であり、地震本部(2022)においてこれまでの評価内容から変更されたものはない。

西山断層帯 地震調査研究推進本部地震調査委員会(2013a):西山断層帯の評価(一部改訂)、地震調査研究推進本部地震調査委員会(2013b):九州地域の活断層の長期評価(第一版).

警固断層帯 地震調査研究推進本部地震調査委員会(2007):警固断層帯の長期評価について.

①検討対象とする断層の選定及び②詳細な確認が必要な断層の抽出(まとめ)

■ スクリーニングアウトの結果、詳細な確認が必要な断層として抽出した、小呂島近海断層帯、対馬東水道断層及び第1五島堆断層帯の3断層について、次頁以降、評価内容を整理するとともに、既許可評価への影響確認を行う。

	地震本部(2022)の評価			印まれて、の名が郷できれ		
	断層名		評価長	さ(km)	・ 既許可への影響確認 	
29-1	北部区間		22	48	②-1 既許可評価時のその他の断層と判断できる断層をス	
29-2	山西介門市市	南部区間	27	40	クリーニングアウト	
30	沖ノ島近海断層		2	24	②-2 地震本部(2022)の断層長さが既許可評価より短い断層をスクリーニングアウト	
		大島沖区間	38		当該断層は地震本部(2013a,b)において評価されており、	
_	西山断層帯	西山区間	43	110	今回の地震本部(2022)において、評価内容に変更はない。	
		嘉麻峠区間	29		地震本部(2013a,b)は、既許可評価にて考慮済みであるこ とから影響確認の対象外	
31-1	小呂島近海断層帯	北西沖区間	36 63		③詳細な確認が必要な断層	
31-2	7,口岛处海倒清市	東方沖区間	28	03	♥ 日本 は、	
		北西部	25		当該断層は地震本部(2007)において評価されており、今回	
-	警固断層帯	南東部	27	55	の地震本部(2022)において、評価内容に変更はない。 地震本部(2007)は、既許可評価にて考慮済みであること から影響確認の対象外	
32	対馬東水道断層		2	27	③詳細な確認が必要な断層	
33	対馬北方沖断層		4	! 5	①敷地から十分に遠いため、検討対象外	
34	対馬上県西方沖断層		4	11	② 2 地震大部(2022) の紫展長さが映ます証価とは短い	
35	対馬南方沖断層		:Kh		②-2 地震本部(2022)の断層長さが既許可評価より短い 断層をスクリーニングアウト	
36	七里ヶ曽根断層		29		日 こハノノーンノノノ	
37-1		北部区間	29			
37-2	37-2 第1五島堆断層帯 中部区間		22	73	③詳細な確認が必要な断層	
37–3		南部区間	22			

- ③ 抽出した断層の詳細確認
- 詳細な確認が必要な断層として抽出した小呂島近海断層帯、対馬東水道断層及び第1五島堆断層帯について、 以下の流れで既許可評価への影響を確認する。

地震本部(2022)の評価内容

- ・断層認定の根拠とされているデータや文献を 確認し、断層評価の詳細を整理
- 既許可以降に取得された知見の有無を確認

既許可の評価内容

・地震本部(2022)と差異がある箇所について、 断層認定の根拠としたデータを示したうえで、 断層性状や連続性を判断した考えを明示

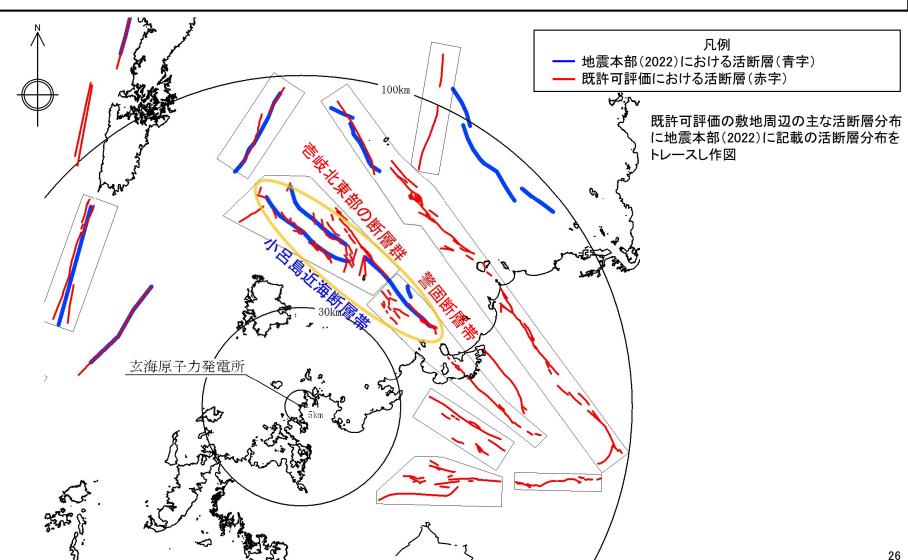
地震本部(2022)を踏まえた既許可評価への影響を確認

- ・地震本部(2022)と既許可評価における評価内容を比較し、差異が生じた要因を整理 〔差異が生じる要因〕
 - 断層認定に用いているデータ及びその評価(解釈)
 - 断層認定の基準(活動性を考慮する年代)
- ・評価の差異やその要因を踏まえ既許可評価への影響を確認

- 4. 海域活断層評価について
 - ③ 抽出した断層の詳細確認(小呂島近海断層帯)

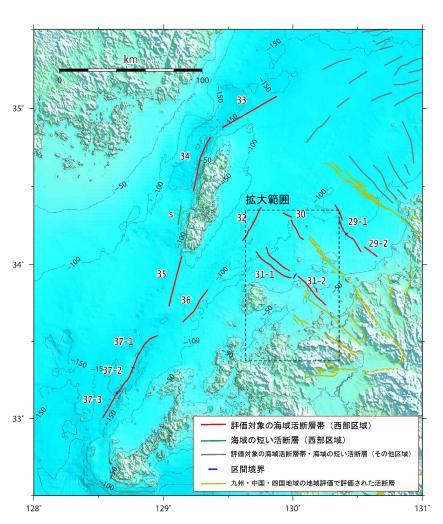
③ 抽出した断層の詳細確認(小呂島近海断層帯)

- 地震本部(2022)では、長さ約63kmの断層を小呂島近海断層帯として評価している。
- 既許可評価では、地震本部(2022)とほぼ同位置に壱岐北東部の断層群(約51km)と警固断層帯の一部を認定している。
- 地震本部(2022)と既許可評価では、断層認定の範囲はほぼ同じであるが、断層トレース及び断層区分に差異が認められることから、それぞれの評価内容を確認し、既許可評価への影響について確認する。



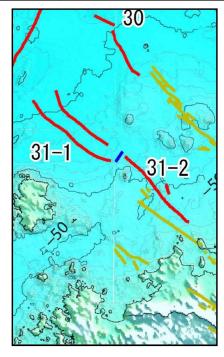
③ 抽出した断層の詳細確認(小呂島近海断層帯:地震本部(2022))

- 地震本部(2022)では、北西沖区間(31-1)約36km、東方沖区間(31-2)約28km、合わせて約63kmの左横ずれの断層として評価している。
- 北西沖と東方沖の区間は「断層トレースにギャップが存在する」ことから連続した断層ではなく区間分けをされている。
- 次頁以降に、地震本部(2022)における断層認定の根拠(推定)及び警固断層帯との関連性について示す。



地震本部(2022)による評価

区間	断層長 (km)	断層の 走向	種類	傾斜方向
北西沖	36	S55° E	+##	にばま古
東方沖	28	S37° E	左横ずれ	ほぼ垂直
全体	63			

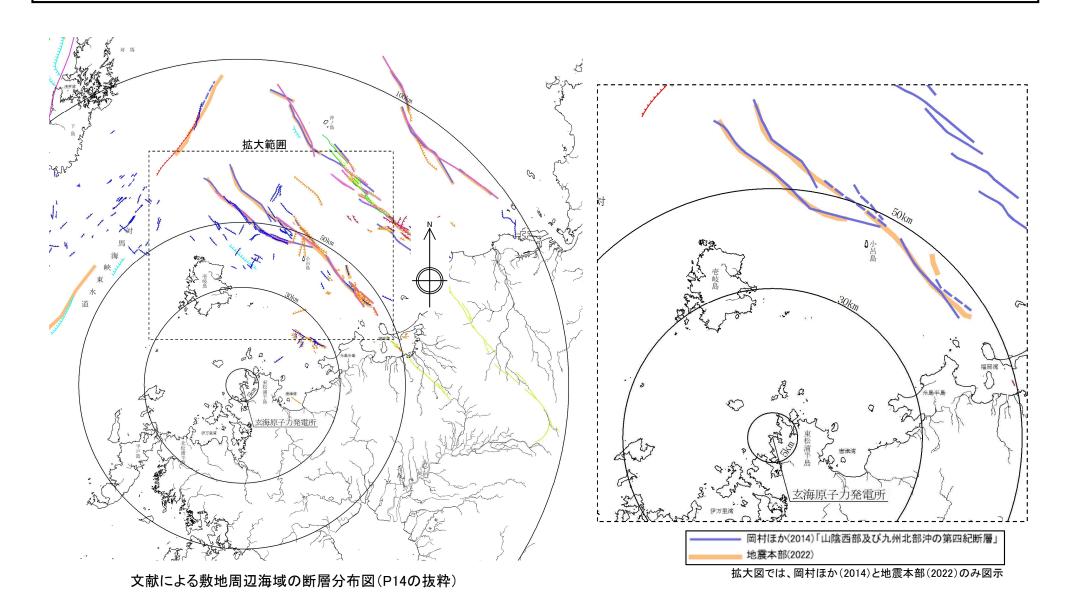


地震本部(2022)に一部加筆

③ 抽出した断層の詳細確認(小呂島近海断層帯:地震本部(2022))

〔断層トレースの根拠(推定)〕

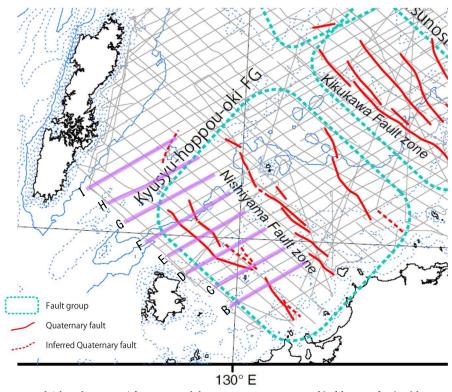
■ 小呂島近海断層帯は、岡村ほか(2014)における断層トレースとほぼ同じ断層トレースとして評価されている。



③ 抽出した断層の詳細確認(小呂島近海断層帯:地震本部(2022))

【断層トレースの根拠(推定)】

■ 岡村ほか(2014)では、地質調査所の音波探査記録(下図)を用いて、地層の変形が海底に達している断層を第四紀断層としている。



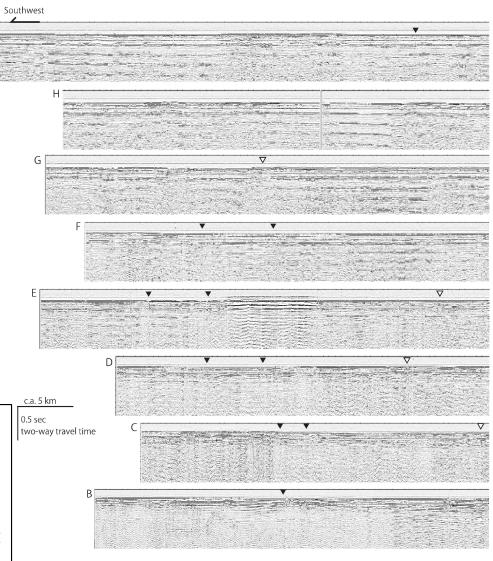
反射探査の測線図 岡村ほか(2014)より抜粋・一部加筆

【使用データ】地質調査所の音波探査記録(音源:エアガン)

エアガンの反射断面は、活断層の判定には分解能が不十分である上、海底に分布する地層の年代も明らかでないことから、信頼性の高い活断層評価はできない。 【断層の抽出】

反射断面に認められる地層の変形が海底に達している断層を第四紀断層とした。 【九州北方沖の断層】

西山断層帯の南西側には博多湾から北西に連続する断層帯が発達する。複数の断層からなるが、堆積物が薄いため、断層の認定が困難で、それぞれの断層を正確にトレースすることが難しい。2005年福岡県西方沖地震はこの断層とほぼ平行な余震分布を持つが、反射断面の解釈に基づいた断層トレースはその震源断層の約5km北東側に位置する。福岡県西方沖地震の震源断層位置には確実な断層の存在を示す構造は認められない。



第12 図. 九州北方沖断層群の反射断面. ▼はマッピングした断層, ▽は追跡できない断層. Ny: 西山断層 帯海域延長部. 断面間のギャップはデータの空白があることを示すが, 水平距離は正確ではない.

岡村ほか(2014)より抜粋

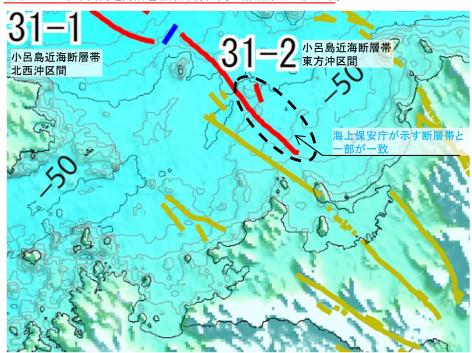
③ 抽出した断層の詳細確認(小呂島近海断層帯:地震本部(2022))

[東方沖区間の評価(警固断層帯との関係)]

- 地震本部(2022)では、小呂島近海断層帯東方沖区間の南端部は海上保安庁(2005a)等が示す断層帯と一致するとされている。
- 警固断層帯の長期評価(地震本部(2007))では、警固断層帯北西部は、福岡県西方沖地震の余震分布域をもとに評価されており、 海上保安庁(2005a)が示す警固断層帯北西部の北東部に分布する断層帯については、松田(1990)の起震断層の定義に基づき警固断層帯北西部と5km以上の離隔があることから、警固断層帯とは別の起震断層として評価されている。

地震本部(2022)

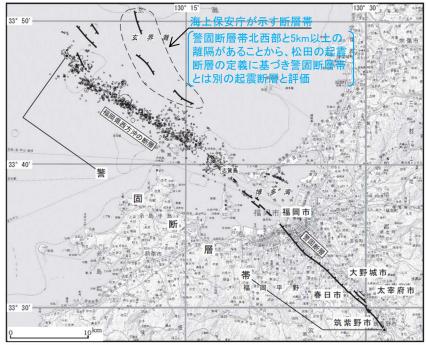
警固断層帯北西部の最新活動時期は 2005 年福岡県西方沖の地震である。反射断面から明瞭な断層を確認できていないため、平均変位速度及び平均活動間隔に関する知見は得られていない。一方、警固断層帯北西部の北東側及び北西端の周辺には、断層走向がほぼ同じ複数の断層が存在することが指摘されている(岩淵ほか,1998; 海上保安庁海洋情報部,2005a)、警固断層帯の長期評価では、このうち、北東側にある複数の断層について、松田 (1990) に基づき、警固断層帯とは異なる長さ約 14 km のひとつの断層と判断した(地震調査推進本部地震調査委員会,2007)。この長さ約 14 km の断層は、本評価で評価対象の海域活断層帯となっている小呂島近海断層帯東方沖区間の南端部と一致する。



地震本部(2022)より抜粋・一部加筆

警固断層帯の長期評価(地震本部(2007))

このほか、海上保安庁海洋情報部(2005a)は、断層帯北西部の北東側及び北西端付近に、断層帯北西部と走向をほぼ同じくする複数の断層が存在することを指摘している(図3)。このうち、北東側の3本の断層(図3の、破線で囲まれた断層)はひとつの断層帯と考えられるが、断層帯北西部とは5km以上の隔たりがあることから、松田(1990)の起震断層の定義に基づくと、別の起震断層と考えられる。しかしながら、長さは約14kmであり、単独では地震調査研究推進本部(1997)による基盤的調査観測対象の基準に達しないことから、以下の詳細な評価の対象としないこととした。一方、北西端付近の断層は本断層帯に含まれると考えられる。ただし、いずれも短く(長さが5km未満)、副次的な断層と考えられることから、ここでは詳細な評価はしないこととした。



地震本部(2007)より抜粋・一部加筆

③ 抽出した断層の詳細確認(小呂島近海断層帯:地震本部(2022))

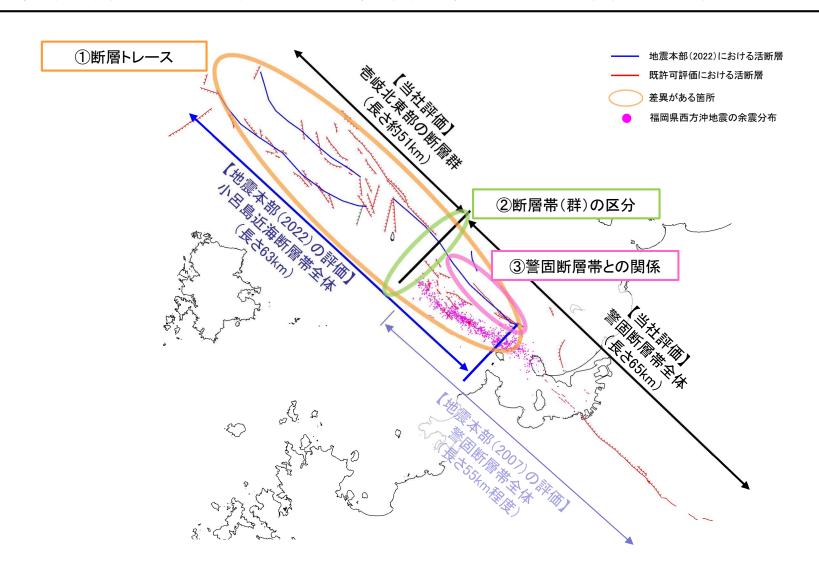
[地震本部(2022)のまとめ]

- 小呂島近海断層帯は、岡村ほか(2014)における断層トレースとほぼ同じである。 岡村ほか(2014)では、地質調査所の音波探査記録を用いて地層の変形が海底に達している断層を第四紀断層としている。
 - →地震本部(2022)は、岡村ほか(2014)における断層トレースを参考にしたうえで、地質調査所の音波探査記録を 基に評価していると考えられる。
- なお、この評価範囲周辺においては、既許可以降、他機関も含め新たな音波探査記録はない。
- 地震本部(2007)で警固断層帯とは異なる起震断層と評価された断層は、小呂島近海断層帯東方沖区間の南端部と 一致するとされている。
 - したがって、小呂島近海断層帯東方沖区間南東部は、警固断層帯とは別の断層として評価されていると考えられる。
 - →地震本部(2022)は、地震本部(2007)の評価を踏襲していると考えられる。

余 白

<u>③ 抽出した断層の</u>詳細確認(小呂島近海断層帯:既許可評価)

- 既許可評価では、地震本部(2022)による小呂島近海断層帯とほぼ同位置に壱岐北東部の断層群(約51km)と左横ずれの警固 断層帯の一部を認定している。
- 断層認定にあたっては、地震本部(2007)、岡村ほか(2014)等の文献を踏まえたうえで、地震本部(2022)が使用した地質調査 所の音波探査記録に加え、他機関(海上保安庁、電力中央研究所)及び当社独自の音波探査記録を基に評価している。
- 地震本部(2022)と差異がある箇所(下図①~③)について、既許可評価の内容を整理し、その詳細について説明。
- なお、断層の認定範囲はほぼ同じであることから、断層の認定基準(年代)の違いが評価の差異の要因とはならないと判断。



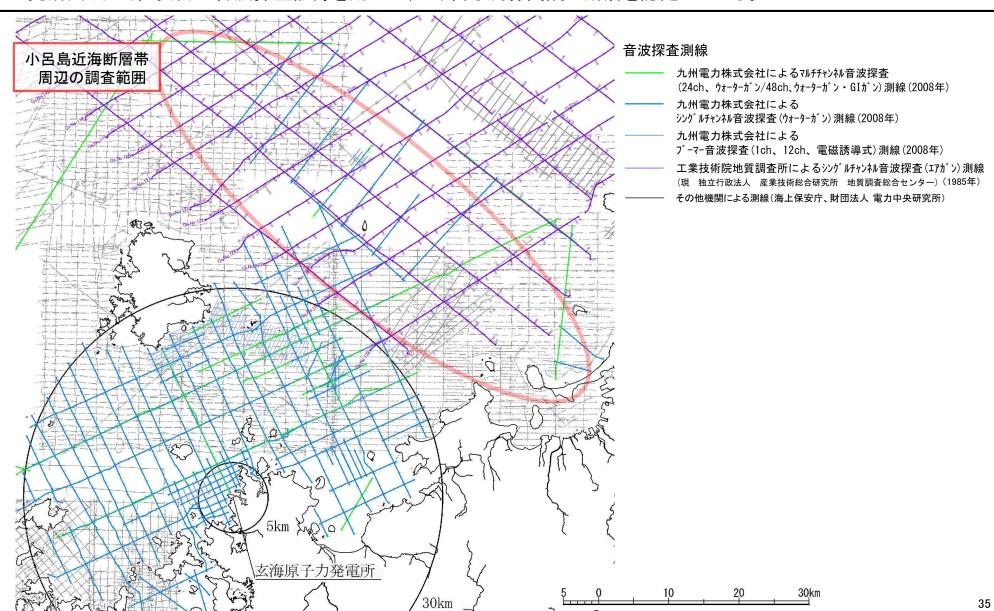
③ 抽出した断層の詳細確認(小呂島近海断層帯:既許可評価)

地震本部(2022) との差異	既許可評価	説明頁
	■ 地震本部(2022)は、地質調査所の音波探査記録を基に断層を認定し、前頁①の範囲を一連の断層帯として評価していると考えられる。	
①断層トレース	■ 既許可評価では、地震本部(2022)が使用した地質調査所の音波探査記録に加え、他機関及び当社独自の音波探査記録を用いて、より密な測線間隔で断層を認定。認定した断層の位置 や性状を精度よく把握し、前頁①の範囲をトレースしている。	P35
	■ 地震本部(2022)は、①で認定した断層トレースを基に、一連の断層帯と評価している。	
②断層区分	■ 既許可評価では、高分解能(地下構造を、より精度よく把握可能)な当社独自の音波探査記録 等を用いた詳細な分析を行い、以下の理由により、 <u>壱岐北東部の断層群と警固断層帯は別の</u> 断層帯として評価している。	
2	・壱岐北東部の断層群と警固断層帯は断層構造が異なる	P36,37
	・警固断層帯の北西部は、断層端部に特徴的なスプレー状の構造を示す	P37,38
	・壱岐北東部の断層群と警固断層帯の境界付近では、断層は認められず、おおむね平坦面を 形成している	P39~43
	■ 地震本部(2022)は、松田(1990)の起震断層の定義に基づき、警固断層帯北西部と5km以上の離隔があることから、警固断層帯とは別の断層帯と評価した地震本部(2007)を踏襲していると考えられる。	
③警固断層帯との 関係	■ 既許可評価では、地震本部(2007)の評価を把握したうえで、 <u>警固断層帯南東部(陸域)や福岡県西方沖地震の余震分布域との関係について詳細な分析</u> を行い、以下の理由により、 <u>警固断</u> 層帯としている。	
	・警固断層帯南東部(陸域)と同じ左横ずれの断層であること等から、同じ構造であるとし一連 の断層と評価	P44
	・福岡県西方沖地震の余震分布域は、音波探査記録で確認される断層分布と調和的であることから、福岡県西方沖地震を発生させた地下の断層とまとまって一つの地震を起こす起震断層であると評価	P45

③ 抽出した断層の詳細確認(小呂島近海断層帯:既許可評価)

〔使用データ〕

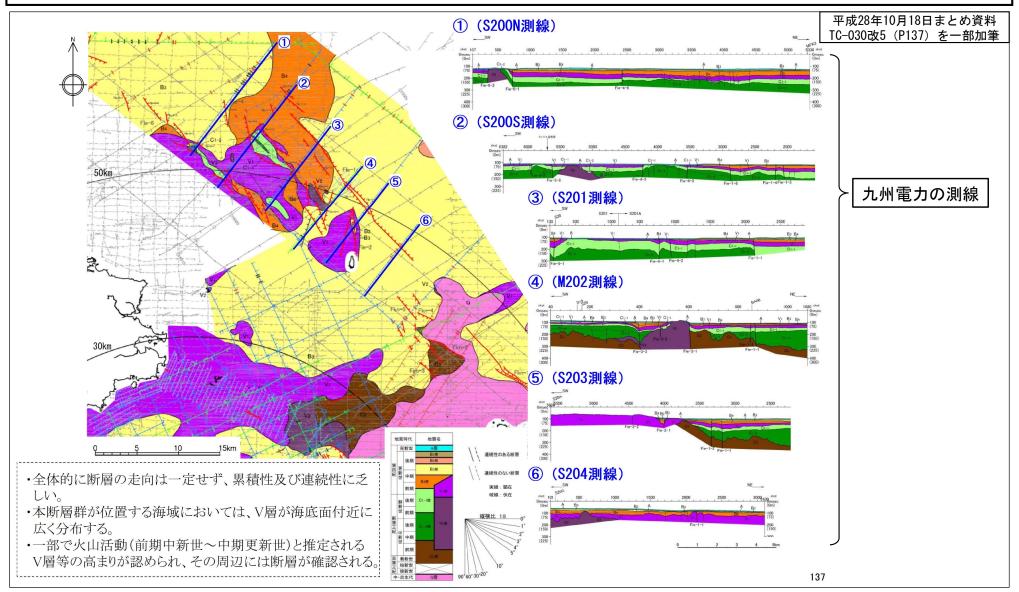
■ 既許可評価では、地震本部(2022)が使用した地質調査所の音波探査記録に加え、他機関(海上保安庁、電力中央研究所)及び当社独自の音波探査記録を用いて、より密な測線間隔で断層を認定している。



③ 抽出した断層の詳細確認(小呂島近海断層帯:既許可評価)

〔壱岐北東部の断層群の断層構造〕

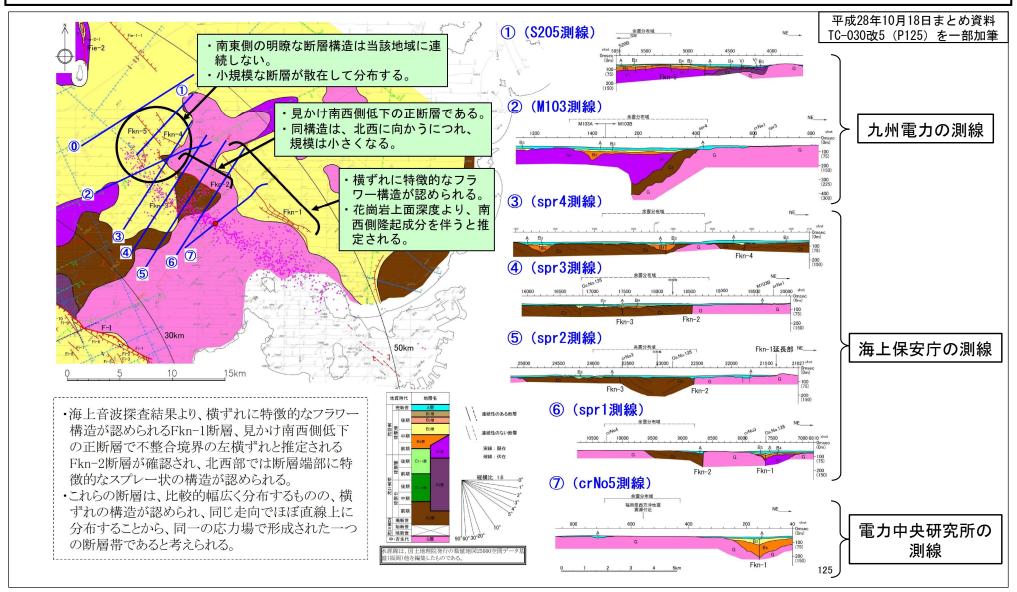
■ 壱岐北東部の断層群は、警固断層帯の北西延長部に位置しており、一部で海底面に変位及び変形が認められるものの、走向や落ちの方向が一定せず、累積性及び連続性に乏しいと評価している。



③ 抽出した断層の詳細確認(小呂島近海断層帯:既許可評価)

〔警固断層帯北西部の断層構造〕

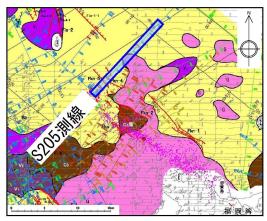
■ 警固断層帯北西部は、横ずれに特徴的なフラワー構造が認められ、その北西側では断層端部に特徴的なスプレー状の構造が認められると評価している。



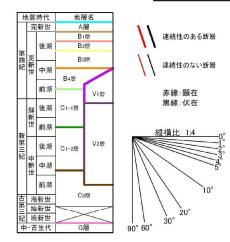
③ 抽出した断層の詳細確認(小呂島近海断層帯:既許可評価)

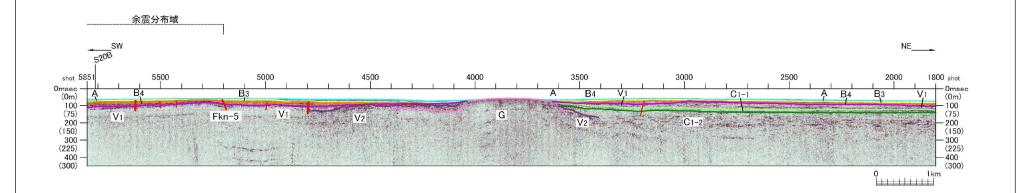
平成28年10月18日まとめ資料 TC-030改5 (P128)

①S205断面図(シングルチャンネル音波探査 音源:ウォーターガン)

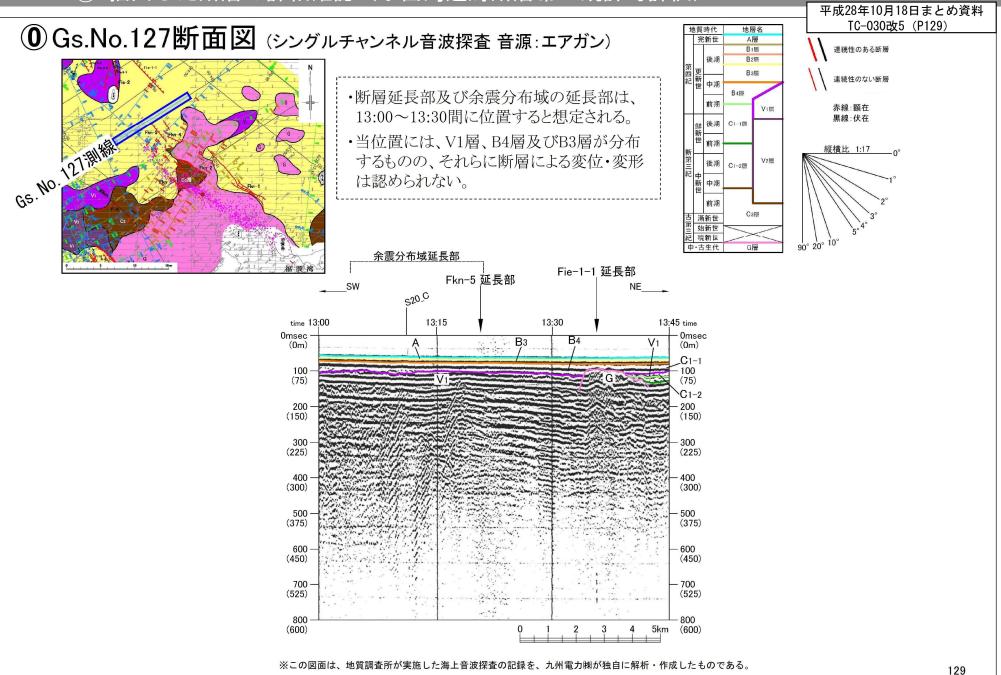


- ・余震分布域周辺に小規模な活断層が多数認められる。
- ・南東側の断層に対して、条数は増し散 在して分布すること、各断層の変位・変 形が小さいことから、断層端部に特徴的 なスプレー状の構造と考えられる。





③ 抽出した断層の詳細確認(小呂島近海断層帯:既許可評価)



余 白

③ 抽出した断層の詳細確認(小呂島近海断層帯:既許可評価)

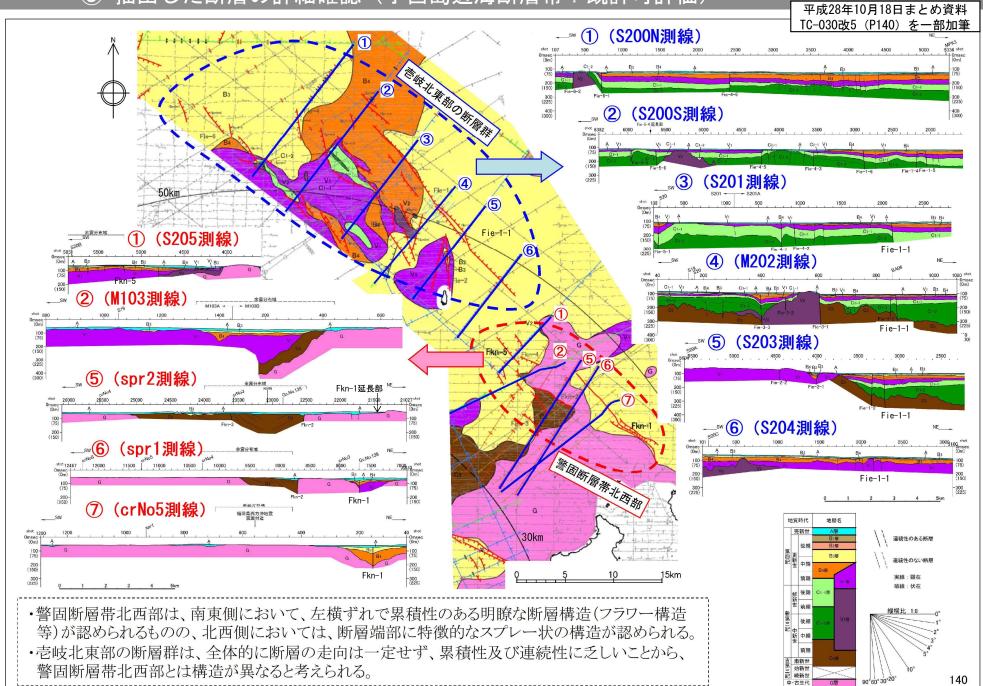
[壱岐北東部の断層群と警固断層帯北西部の連続性](次頁参照)

- 前頁に示すとおり、壱岐北東部の断層群と警固断層帯は、異なる断層構造を有すると評価している。
- また、警固断層帯北西部の北西側では断層端部に特徴的なスプレー状の構造が認められ、壱岐北東部の断層群と警 固断層帯の境界付近では断層は確認されないと評価している。

〔壱岐北東部の断層群と警固断層帯の境界付近における断層評価〕

- ・地震本部(2022)による小呂島近海断層帯東方沖区間と断層トレースが類似するFkn-1断層について、⑦crNo5測線及び⑥spr1 測線では、横ずれ断層に特徴的なフラワー構造が確認されるが、⑤spr2測線における当該断層の延長部に変位・変形は認められない。さらに、その北側に位置する②M103測線においても、当該断層の延長部に変位・変形は認められない。
- ・また、警固断層帯北西部の北西端に位置するFkn-5断層については、P39に示すGs.No.127測線における当該断層の当該断層の延長部に変位・変形は認められない。さらに、その北側に位置する⑥S204測線においても、当該断層の延長部に変位・変形は認められないことから、壱岐北東部の断層群と警固断層帯の境界付近には断層は認められないと評価している。

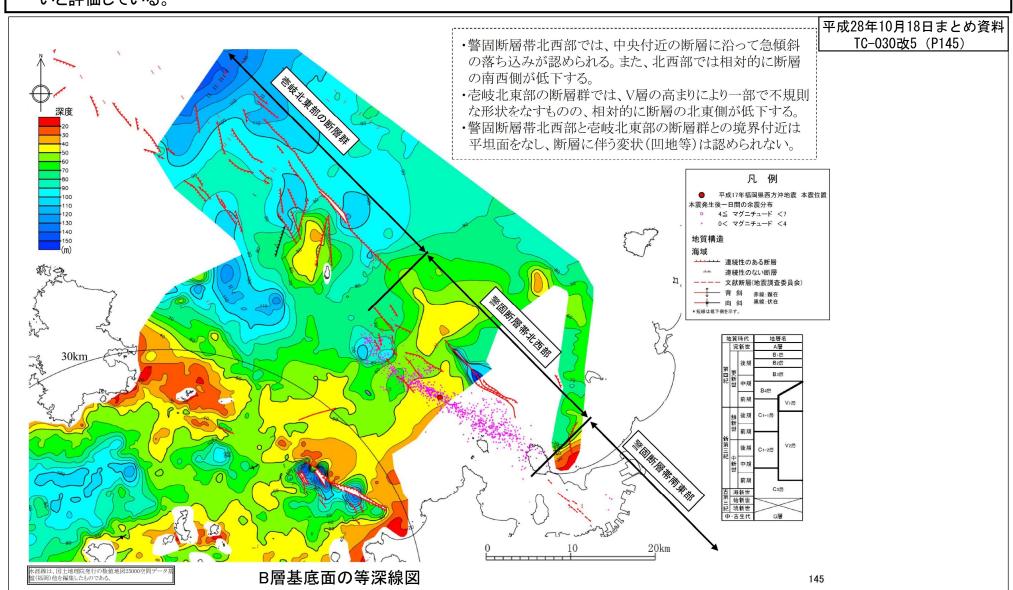
③ 抽出した断層の詳細確認(小呂島近海断層帯:既許可評価)



③ 抽出した断層の詳細確認 (小呂島近海断層帯: 既許可評価)

[壱岐北東部の断層群と警固断層帯の連続性]

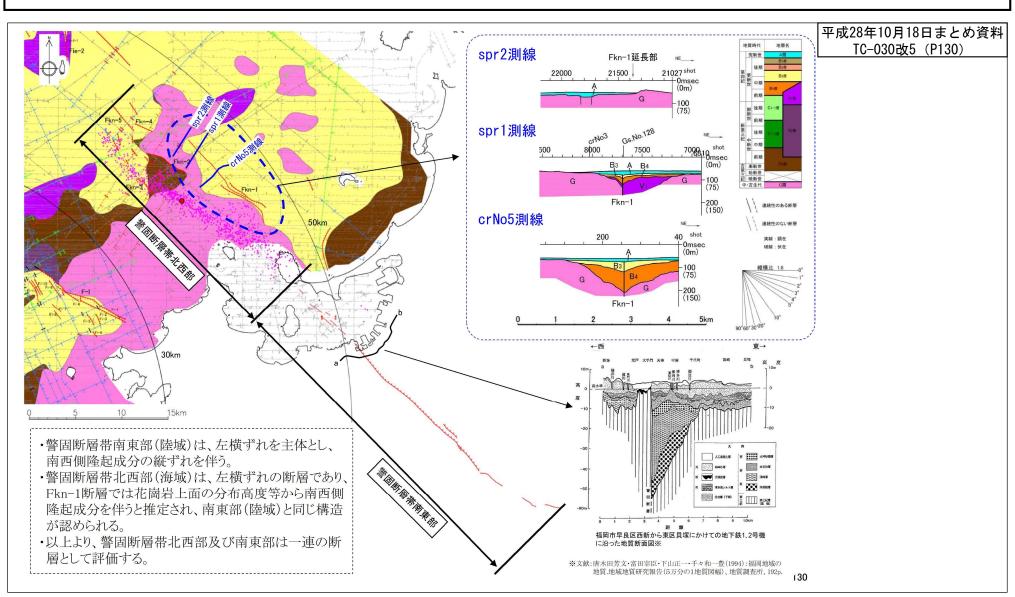
- 警固断層帯北西部では断層沿いに凹地が認められるが、壱岐北東部の断層群では顕著な傾向は確認されない。
- また、 壱岐北東部の断層群と警固断層帯北西部の境界付近は、おおむね平坦面を形成しており、断層に伴う変状 (凹地等)が認められないと評価している。



③ 抽出した断層の詳細確認(小呂島近海断層帯:既許可評価)

〔警固断層帯北西部(海域)及び南東部(陸域)の連続性〕

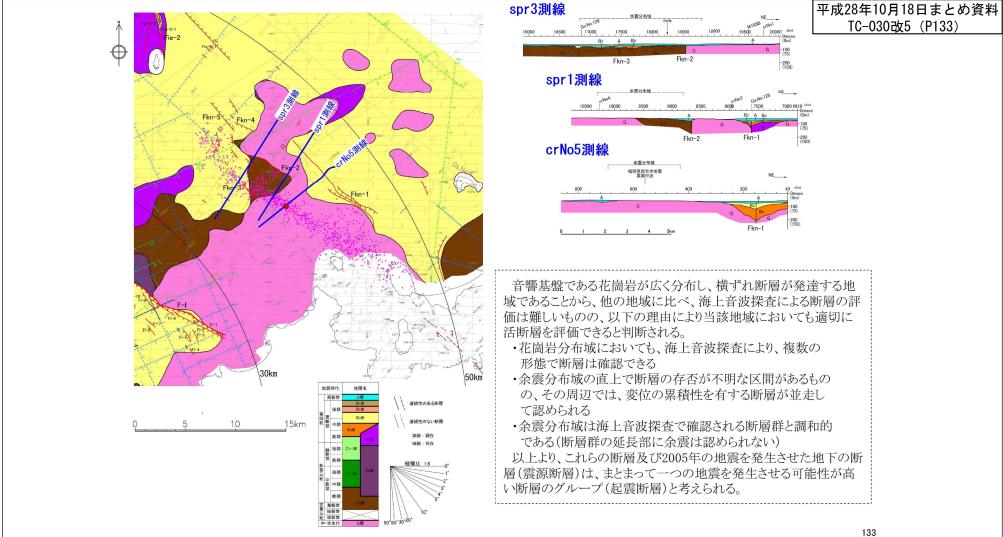
■ 警固断層帯北西部(海域)及び南東部(陸域)は、いずれも左横ずれの断層であり、南西側隆起成分を伴っていること から同じ構造であるとし一連の断層と評価している。



③ 抽出した断層の詳細確認 (小呂島近海断層帯: 既許可評価)

〔警固断層帯北西部と福岡県西方沖地震の余震分布域との関係〕

■ 福岡県西方沖地震余震分布域の周辺では、変位の累積性を有する断層が並走して認められること、余震分布域は海 上音波探査で確認される断層群と調和的であることから、2005年福岡県西方沖地震を発生させた地下の断層(震源断 層)と警固断層帯北西部に分布する断層は、まとまって一つの地震を起こす起震断層であると評価している。



余 白

③ 抽出した断層の詳細確認(小呂島近海断層帯:既許可評価)

[既許可評価のまとめ](次頁参照)

・壱岐北東部の断層群及び警固断層帯について、以下のとおり評価している。

壱岐北東部の断層群:全体的に断層の走向は一定せず、累積性及び連続性に乏しい断層群。

一部は火山活動に関連した断層と推定される。

警固断層帯北西部 : 左横ずれで累積性のある断層が確認されることから、警固断層帯南東部(陸域)と一連の断層

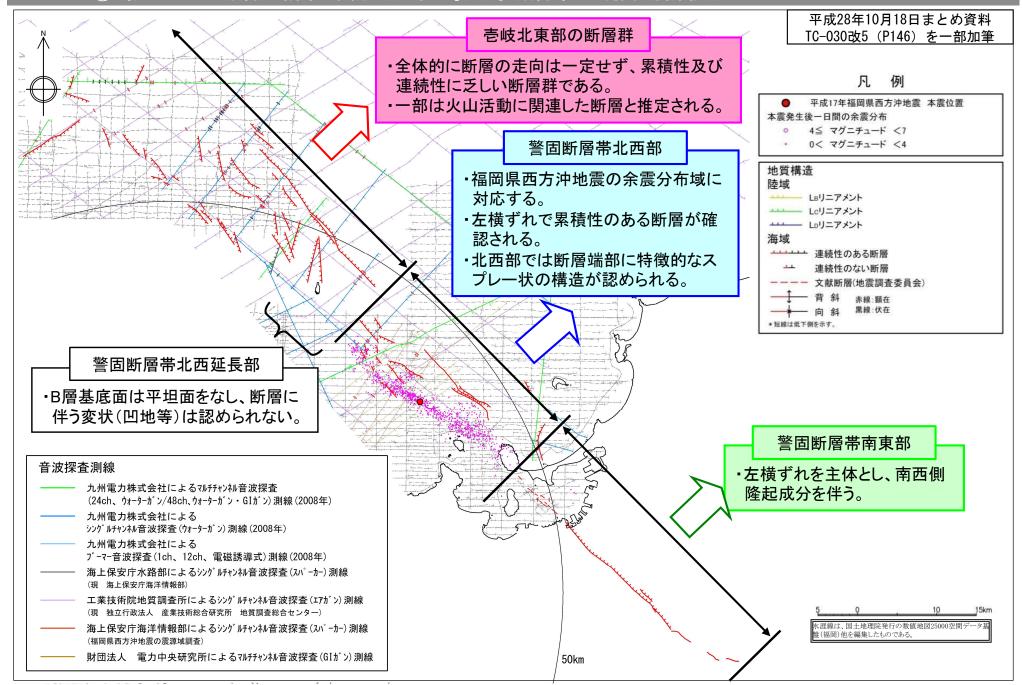
と評価。北西部では断層端部に特徴的なスプレー状の構造が認められる。

2005年福岡県西方沖地震の余震分布域は、警固断層帯北西部において海上音波探査で確認される断層群と調和的であることから、2005年福岡県西方沖地震を発生させた地下の断層

(震源断層)とまとまって一つの地震を起こす起震断層であると評価している。

・壱岐北東部の断層群と警固断層帯の連続性については、上記のとおり、地質構造が異なること、また、警固断層帯北西部北側では断層端部に特徴的なスプレー状の構造が認められること、さらに、北西延長部ではB層の基底面がほぼ水平な平坦面をなし、断層に伴う変状(凹地等)が認められないこと等から、連続しない異なる断層として評価している。

③ 抽出した断層の詳細確認(小呂島近海断層帯:既許可評価)



- ③ 抽出した断層の詳細確認(小呂島近海断層帯:既許可評価への影響確認)
- 地震本部(2022)との評価の差異について、地震本部(2022)が引用した知見・データに、高分解能な当社独自の音波探査記録等を加え、より多くの情報を基に以下のとおり詳細な分析を行っていること、既許可評価以降に公表された新たなデータはないことから、既許可評価の見直しは不要と判断した。

〔断層トレース・断層帯の区分〕

- ・地震本部(2022)は、小呂島近海断層帯について、地質調査所の音波探査記録を基に、音波探査記録で断層と確認した箇所をトレースし 評価しているものと考えられる。
- ・既許可評価では、地震本部(2022)が使用した地質調査所の音波探査記録に加え、他機関及び当社独自の音波探査記録を用いて、より密な測線間隔での情報に基づき、断層の位置や性状を精度よく把握している。

また、既許可評価では、小呂島近海断層帯とほぼ同じ範囲に断層を認定しているが、高分解能な当社独自の音波探査記録等を用いて、 断層性状や連続性について、以下のとおり評価し、断層帯の区分を行っている。

- 壱岐北東部の断層群は、全体的に断層の走向は一定せず、累積性及び連続性に乏しい断層群であり、一部は火山活動に関連した断層と推定される。
- 警固断層帯北西部は、左横ずれで累積性のある断層が確認されることから、警固断層帯南東部(陸域)と一連の断層と考えられ、北西側では、断層端部に特徴的なスプレー状の構造が認められる。
- 壱岐北東部の断層群と警固断層帯の連続性については、上記のとおり、地質構造が異なること、また、警固断層帯北西部北側では断層端部に特徴的なスプレー状の構造が認められること、さらに、北西延長部ではB層の基底面がほぼ水平な平坦面をなし、断層に伴う変状(凹地等)が認められないこと等から、連続しない異なる断層として評価。

[警固断層帯との関係]

- ・地震本部(2022)は、小呂島近海断層帯について、松田(1990)の起震断層の定義に基づき、警固断層帯北西部と5km以上の離隔があることから、警固断層帯とは別の断層帯と評価していると考えられる。
- ・既許可評価では、警固断層帯北西部に分布する断層について、地震本部(2007)の評価を把握したうえで、高分解能な当社独自の音波 探査記録等を用いて以下のとおり評価し、警固断層帯としている。
- 警固断層帯北西部は、左横ずれで累積性のある断層が確認されることから、警固断層帯南東部(陸域)と一連の断層であると考えられること
- 福岡県西方沖地震の余震分布域は、警固断層帯北西部において海上音波探査で確認される断層群と調和的であり、福岡県西方沖地 震を発生させた地下の断層(震源断層)とまとまって一つの地震を起こす起震断層であると考えられること
- ただし、安全上の評価として、地震本部(2022)小呂島近海断層帯の評価を考慮した震源・波源を設定し、既許可の基準地震動・基準津波への影響を確認する。

③ 抽出した断層の詳細確認(小呂島近海断層帯:既許可評価への影響確認)

